

健康福祉委員会資料

所管事務の調査（報告）

（２） 高圧ガス保安法における事務・権限の指定都市への
移譲について

平成30年2月1日

消 防 局

高圧ガス保安法における事務・権限の指定都市への移譲について

1 権限移譲に至った経緯

●平成20年～

平成20年5月の地方分権改革推進委員会の「第1次勧告」により都道府県から市町村に権限移譲すべき事務として、高圧ガスに係る事務が示されたことから、経済産業省において検討された結果、専門知識を有する職員の確保、運用解釈のばらつきの恐れ等の課題があり、法律改正（一括法）による権限移譲は先送りされました。

●平成25年～

平成25年6月の第30次地方制度調査会の大都市制度の改革等に係る答申を踏まえ、同年12月に事務・権限の移譲等に関する見直し方針が閣議決定され、高圧ガスに係る事務については、移譲対象事務の範囲、準備期間の確保等の調整を着実に進めた上で、指定都市に移譲する方向で検討を進めることとなりました。

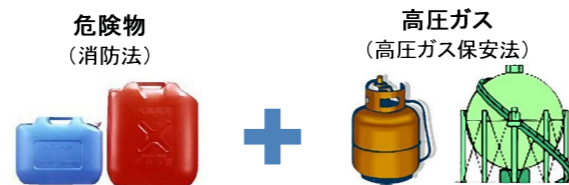
これを踏まえ、経済産業省において慎重に検討を重ねた結果、平成27年6月に第5次地方分権一括法が公布され、平成30年4月から高圧ガス保安法における事務・権限が指定都市に移譲されることとなりました。

地方分権改革推進法成立(H18)

地方分権改革推進委員会(第1～4次勧告)
地方からの提案募集制度(H26～)
第1～7次地方分権一括法公布

第5次地方分権一括法(H27. 6. 26公布)

○高圧ガス保安法：H30. 4. 1施行
高圧ガス保安法における事務・権限を指定都市に移譲



2 業務内容

●高圧ガス保安法の目的

高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保することを目的としています。



●業務内容

高圧ガスの製造及び貯蔵の許可、販売、消費等の届出の受理、立入検査等
※コンビナート地域に所在する事業所等を除く。

●高圧ガス施設の例

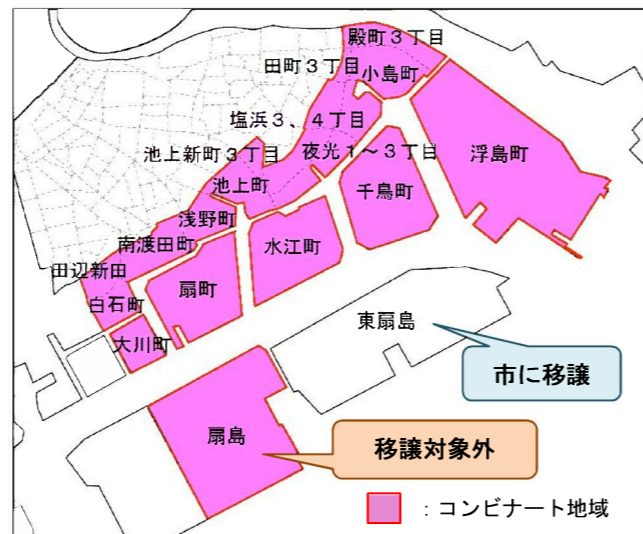
- ・LPガス充填所
- ・水素スタンド
- ・冷凍設備 等

【市内の事業所等の数】

- 製造事業所：702
- 貯蔵所：103
- 販売所：561
- 容器検査所：15
- 特定高圧ガス消費事業所：22



川崎市におけるコンビナート地域 (コンビナート等保安規則別表第1に定める地域)



3 権限移譲による効果

消防の特色を発揮

I 一体的指導

高圧ガスについて、消防法に基づき川崎市が行っている危険物の保安業務と一体的に事業者への指導監督が行えるようになり、保安体制が充実します。

II 災害の予防

消防法令が適用される建物及び危険物施設の立入検査並びに災害対応により培われたノウハウを活かし、高圧ガス施設に対し一体的かつ効率的に立入検査を行うことで、災害の予防に繋がります。

III 災害対応力の向上

消防が高圧ガスを取り扱う施設を詳細に把握することで、災害発生時に、より効果的な消防活動が可能となり、被害の軽減に繋がります。

IV 事務手続の効率化

高圧ガスに係る事務手続きを身近な川崎市で行うことが可能となり、事業者の負担軽減に繋がります。また、危険物等の事務手続きと窓口が一本化されることで市民に分かりやすい行政を展開できます。

市民の安全・安心の向上

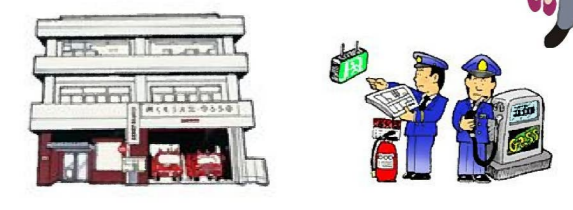
権限移譲前



神奈川県が実施

- 管轄地域が広範囲
- 立入検査は書類審査が中心

権限移譲後



川崎市(消防)が実施

- 対象施設の現状を的確に把握
- 危険物規制に精通している消防が高圧ガス規制にも一体的に対応

4 今後の取組

高圧ガスの製造の許可の申請等に係る手数料を県から引き継ぐため、平成30年第1回定例会において、川崎市消防手数料条例の一部改正について上程する予定です。
また、平成29年度中に事務執行に必要となる規程類の整備を適切に行います。